

2) 介護保険住宅改修 手続き方法

介護保険制度が改正され、住宅改修の手続き方法も一部変更となりました。

要支援、要介護認定を受け、介護保険による住宅改修費の支給を受ける場合、以下の手続き方法となります。

※既に介護保険による住宅改修費の支給を受けて改修を行い、介護のランクが2段階以上上がった場合等に、再び住宅改修費の支給を受けられることもあります。詳しくは各市町村の窓口までお問合せ下さい。

